

防 災 業 務 計 画

2 0 2 3 年 4 月

東京電力ホールディングス株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力エナジーパートナー株式会社

東京電力リニューアブルパワー株式会社

防災業務計画 目次

第1編 総 則.....	1
第1節 防災業務計画の目的.....	1
第2節 防災業務計画の基本構想.....	1
第3節 防災業務計画の運用.....	1
1. 他の計画等との関連.....	1
2. 防災業務計画の修正.....	2
第4節 定 義.....	2
1. 一般防災業務計画.....	2
2. 首都直下地震緊急対策推進基本計画.....	2
3. 大規模地震防災強化計画.....	2
4. 南海トラフ地震防災対策推進計画.....	2
5. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画.....	2
6. 災害.....	2
第2編 一般防災業務計画.....	3
第1章 防災体制の確立.....	3
第1節 防災体制.....	3
1. 非常態勢の区分.....	3
2. 災害対策組織.....	3
第2節 対策組織の運営.....	5
1. 非常態勢の発令および解除.....	5
2. 権限の行使.....	6
3. 動員.....	6
4. 指令伝達および情報連絡の経路.....	6
5. 原子力災害との複合災害発生時の対応.....	6
第3節 社外機関との協調.....	6
1. 地方防災会議等.....	6
2. 防災関係機関との協調.....	7
3. 他電力会社等との協調.....	7
第2章 災害予防に関する事項.....	7
第1節 防災教育.....	7
第2節 防災訓練.....	7
第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項.....	7
1. 水害対策.....	8

2. 風害対策	8
3. 塩害対策	9
4. 高潮対策	9
5. 雪害対策	9
6. 雷害対策	9
7. 地盤沈下対策	10
8. 火災, 爆発, 油流出等の対策	10
9. 土砂崩れ対策	10
10. 地震対策	10
11. 津波対策	11
第4節 防災業務施設および設備の整備	12
1. 観測, 予報施設および設備	12
2. 通信連絡施設および設備	12
3. 非常用電源の整備	12
4. コンピュータシステムの整備	13
5. 水防, 消防に関する施設および設備	13
6. 石油等の流出による災害を防止する施設および設備等	13
7. その他災害復旧用施設および設備	13
第5節 災害対策用資機材等の確保および整備	13
1. 災害対策用資機材等の確保	13
2. 災害対策用資機材等の輸送	14
3. 災害対策用資機材等の整備点検	14
4. 災害対策用資機材等の広域運営	14
5. 食糧, 医療, 医薬品等生活必需品の備蓄	14
6. 災害対策用資機材等の仮置場	14
第6節 電気事故の防止	14
1. 電気工作物の巡視, 点検, 調査等	14
2. 広報活動	14
第3章 災害応急対策に関する事項	15
第1節 通報, 連絡	15
1. 通報, 連絡の経路	15
2. 通報, 連絡の方法	15
第2節 災害時における情報の収集, 連絡	15
1. 情報の収集, 報告	15
2. 情報の集約	16
3. 通話制限	16
第3節 災害時における広報	16

1. 広報活動	16
2. 広報の方法	17
第4節 要員の確保	17
1. 対策要員の確保	17
2. 復旧要員の広域運営	17
第5節 災害時における復旧資材の確保	17
1. 調達	17
2. 輸送	17
3. 復旧資材置場等の確保	17
第6節 災害時における電力の融通	18
第7節 災害時における危険予防措置	18
第8節 災害時における自衛隊の派遣要請	18
第9節 災害時における応急工事	18
1. 応急工事の基本方針	18
2. 応急工事基準	18
3. 災害時における安全衛生	19
第10節 ダムの管理	19
1. 管理方法	19
2. 洪水時の対策	19
3. 通知, 通報	19
4. ダム放流	19
5. 管理の細目	19
第11節 津波警報等発表時の対応	19
1. 情報伝達, 避難	19
2. 津波来襲に備えた措置	20
第4章 災害復旧に関する事項	20
第1節 復旧計画	20
第2節 復旧順位	21
第3編 首都直下地震緊急対策推進基本計画	22
第1章 防災体制の確立	22
第2章 災害予防に関する事項	22
第3章 災害応急対策に関する事項	22
第4章 災害復旧に関する事項	22
第1節 復旧計画	22
第2節 復旧順位	22
第4編 大規模地震防災強化計画	23
第1章 防災体制の確立	23

第1節 防災体制	23
1. 非常態勢の区分	23
2. 災害対策組織	23
第2節 対策組織の運営	23
1. 非常態勢の発令および解除	23
2. 権限の行使	24
3. 動員	24
4. 指令伝達および情報連絡の経路	24
第3節 社外機関との協調	24
第2章 災害予防に関する事項	24
第1節 防災教育	24
第2節 防災訓練	24
第3節 地震防災広報	24
第4節 非常用電源およびコンピュータシステムの整備	24
第3章 地震防災応急対策に関する事項	24
第1節 情報伝達	24
第2節 要員の確保	25
第3節 災害時における復旧資材の確保	25
第4節 電力の緊急融通	25
第5節 電力施設の予防措置に関する事項	25
1. 東海地震注意情報が発せられ第2非常態勢が発令された場合	25
2. 警戒宣言が発せられ第3非常態勢が発令された場合	25
第6節 避難誘導, 安全広報	26
1. 東海地震注意情報が発せられ第2非常態勢が発令された場合	26
2. 警戒宣言が発せられ第3非常態勢が発令された場合	26
第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画	27
第1章 防災体制の確立	27
第1節 防災体制	27
1. 非常態勢の区分	27
2. 災害対策組織	27
第2節 対策組織の運営	27
第3節 社外機関との協調	27
第2章 災害予防に関する事項	27
第3章 災害応急対策に関する事項	28
第4章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	28
第1節 津波からの避難	28
1. 避難対策	28

2. 津波警報等発表時の情報伝達，避難	28
第2節 避難誘導，安全広報	28
1. 避難誘導	28
2. 安全広報	28
第3節 津波来襲に備えた措置	28
第4節 電力の緊急融通	28
第5節 電力施設の予防措置に関する事項	29
第6編 日本海溝・千島海溝地震防災対策推進計画	30
第1章 防災体制の確立	30
第1節 防災体制	30
1. 非常態勢の区分	30
2. 災害対策組織	30
第2節 対策組織の運営	30
第3節 社外機関との協調	30
第2章 災害予防に関する事項	30
第3章 災害応急対策に関する事項	30
第4章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	30
第1節 津波からの避難	30
1. 避難対策	30
2. 津波警報等発表時の情報伝達，避難	31
第2節 避難誘導，安全広報	31
1. 避難誘導	31
2. 安全広報	31
第3節 津波来襲に備えた措置	31

第 1 編 総 則

第 1 節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 39 条，大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条，南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条ならびに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 5 条ならびに首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）に基づき，電力施設に係る災害予防，災害応急対策および災害復旧を図るため，一般防災業務計画，首都直下地震緊急対策推進基本計画，大規模地震防災強化計画，南海トラフ地震防災対策推進計画ならびに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を定め，東京電力ホールディングス株式会社（以下，東電HDという。），東京電力パワーグリッド株式会社（以下，東電PGという。），東京電力エナジーパートナー株式会社（以下，東電EPという。），および東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下，東電RPという。）による災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。そのため，大規模災害時等においては，東電HD本部が中心となり，東電PG，東電EP，東電RPと連携して東京電力非常災害対策本部として総括的な判断を行い災害対応にあたる。なお，原子力災害に係わる防災業務計画については，原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条に基づいて，原子力発電所ごとに定める原子力事業者防災業務計画によるものとする。

第 2 節 防災業務計画の基本構想

東電HD，東電PG，東電EP，東電RPは，電気事業の公共性に鑑み，電力施設の災害を防止し，また発生した被害の拡大防止，早期の復旧を実現するため，災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

このため次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

第 3 節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は，災害対策基本法，消防法，核原料物質，核燃料物質および原子炉の規制に関する法律，原子力災害対策特別措置法，大規模地震対策特別措置

法，南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法，首都直下地震対策特別措置法等の関連法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は，常に検討を加え，必要があると認められるときは，これを修正する。

第4節 定 義

この計画において以下に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 一般防災業務計画

首都直下地震緊急対策推進計画，大規模地震防災強化計画，南海トラフ地震防災対策推進計画ならびに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を除く防災業務計画をいう。

2. 首都直下地震緊急対策推進基本計画

首都直下地震対策特別措置法に基づく推進計画をいう。

3. 大規模地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画をいう。

4. 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画をいう。

5. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画をいう。

6. 災害

災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。

ただし，第2編から第6編において，災害とは原子力災害対策特別措置法第2条第1号に定める原子力災害を除くものをいう。

第 2 編 一般防災業務計画

第 1 章 防災体制の確立

第 1 節 防災体制

1. 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合，または発生した場合（以下「非常災害」という。）に対処するための非常態勢は次の区分による。

非 常 災 害 の 情 勢	非常態勢の区分
○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合 ○ 電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ○ サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合	第 1 非常態勢
○ 大規模な災害が発生した場合 ○ 大規模な災害の発生が予想される場合 ○ 電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ○ 東海地震注意情報が発せられた場合 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	第 2 非常態勢
○ 大規模な災害が発生し，復旧に長期化が予想される場合 ○ 電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	第 3 非常態勢

2. 災害対策組織

- （1）東京電力非常災害対策本部態勢を別表第 1 の通りとする。
- （2）東京電力（HD，PG，EP，RP）本社，原子力発電所，総支社，電力所，各地域本部および第一線機関は，非常態勢に対応する災害対策組織（以

下「対策組織」という。)をあらかじめ別表第2を基本として編成しておく。

(3) 対策組織を次のとおり非常災害対策本部と非常災害対策支部(以下「本(支)部」という。)に区分する。

事業所		対策組織	機能
本社 (東電HD, 東電PG, 東電EP, 東電RP) ※第一線機関に掲げたものを除く。		東京電力 非常災害 対策本部	- 東京電力全社における非常災害対策活動の総括・指揮 - 本社における非常災害対策活動の実施
原子力発電所(東電HD) 総支社(東電PG) 電力所(東電PG) 各地域本部(東電EP)		非常災害対策 事業所本部	- 自事業所における非常災害対策活動の実施 - 各都県域等に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
第一線機関	(東電HD) ・経営技術戦略研究所 ・建設所 ・ビジネスソリューションカンパニー (東電PG) ・支社 ・総合研修センター ・配電エンジニアリングセンター ・送変電建設センター ・その他第一線機関 (東電RP) ・事業所	非常災害 対策支部	自事業所における非常災害対策活動の実施

(注) 建設所には、建設準備事務所を含む。

(4) 各班の班長・副班長および要員については、あらかじめ定めておく。

(5) 災害により事業所が被災した場合の非常災害対策活動の拠点をあらかじめ定めておくこととする。

(6) 非常災害対策事業所本部とは、原子力発電所、総支社、電力所および各地域本部などの都県域等のエリアを総括・指揮する本部をいう。

第２節 対策組織の運営

１．非常態勢の発令および解除

- (１) 東電HD、東電PG、東電EPの本社防災担当部（室）長（第１非常態勢の場合は防災担当グループマネージャー）は、非常災害が発生したときは、原則として関係部・組織と協議し、態勢区分に応じた非常態勢の発令を発令者へ上申する。発令者は、それに基づき非常態勢を発令するとともに、他の会社へ発令を通知する。なお、発令者が不在の場合は、あらかじめ指定された代理者が発令する。
- (２) 原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関の長は、非常災害態勢を発令した場合は、速やかに対策組織を設置するとともに上級機関の長へ報告する。解除の場合も同様とする。

態勢区分	発 令 者				
	東電H D	東電E P	東電P G	東電R P	原子力発電所 総支社，電力所， 各地域本部 および第一線機関
第 1 非常態勢	防災担当部（室）長			社長	それぞれの長
第 2 非常態勢	防災担当役員	社長			それぞれの長
	(東海地震注意情報及び南海トラフ地震臨時 情報（巨大地震注意）が発せられた場合は 防災担当部（室）長)				
第 3 非常態勢	社 長 (警戒宣言及び南海トラフ地震臨時情報（巨大 地震警戒）が発せられた場合は防災担当部（室） 長)			それぞれの長	

- (３) 非常態勢が発令された場合は、速やかに本（支）部を設置する。
- (４) 発令の伝達経路は、別表第３のとおりとする。
- (５) 東海地震注意情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、本社は防災担当部（室）長が、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関はそれぞれの長が、あらかじめ定めた態勢区分を発令する。
- (６) 特に、供給区域内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、本社ならびに当該地震が発生した原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は自動的に第３非常態勢に入り、速やかに本（支）部を設置する。

- (7) 本（支）部長は、当該受持区域内に災害の発生するおそれなくなった場合または災害復旧が進行して必要がなくなった場合には非常態勢を解除する。

2. 権限の行使

- (1) 非常態勢が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、本（支）部のもとで行う。
- (2) 非常態勢が発令された場合、本（支）部長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては臨機の措置をとることができる。
- なお、権限外の事項については行使後速やかに所定の手続きをとる。
- (3) 本（支）部長等の決定権者が対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ定めておくこととする。

3. 動員

本（支）部長は、発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

4. 指令伝達および情報連絡の経路

本部・支部設置後の指令の伝達および情報連絡は、速やかに実施し、各本部・支部内の情報の伝達、集約および本部間、本部・支部間の情報伝達と集約結果の共有は非常災害対策本部にて実施する。詳細情報の連絡は業務分掌に応じて各班ごとに本部間、本部・支部間の情報連絡を行う。

5. 原子力災害との複合災害発生時の対応

災害と同時に原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報すべき事態（原子力災害対策指針で定める警戒事態を含む）となった場合には、原子力事業者防災業務計画で定める緊急事態対策本部を東電HD本社及び原子力発電所等に設置するとともに、必要な各社非常災害対策本部を設置し、連携を密にしながら対応する。

第3節 社外機関との協調

1. 地方防災会議等

平常時には、各事業所が当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には、各事業所の本（支）部が当該地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑・適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させるとともに、陳述その他、協力を求められた場合はこれに協力する。

また、地域防災業務計画の作成等に関して協力する。

(2) 災害対策本部との協調

この計画が円滑・適切に行われるようあらかじめ定められた対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

- ① 災害に関する情報の提供および収集
- ② 災害応急対策および災害復旧対策

2. 防災関係機関との協調

警察、消防、地方気象台、自衛隊等、防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との情報連絡経路は、別表第4のとおりとする。

3. 他電力会社等との協調

他電力会社、株式会社JERA、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに迅速かつ適切に防災業務を遂行するために、社員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

第2節 防災訓練

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。

尚、訓練実施に当たっては、実践的な内容とし、抽出された課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映させる。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項

東電HD、東電PG、東電RPは、各社が保有する電気設備に対し、災害の発

生を未然に防止するため次の予防措置を実施する。

1. 水害対策

(1) 水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情，河床上昇等を加味した水位予想に，各事業所の特異性を考慮し，防水壁の設置，排水ポンプの設置，機器のかさ上げ，ダム通信確保のための設備の設置，および建物の密閉化（窓の密閉化，ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。特に，洪水に対する被害防止に重点をおき次の箇所について点検，整備を実施する。

- ① ダム，取水口の諸設備および調整池，貯水池の上，下流護岸
- ② 導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係
- ③ 護岸，水制工，山留壁
- ④ 土捨て場
- ⑤ 水位計

(2) 送電設備

① 架空電線路

土砂崩れ，洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更，よう壁，石積み強化等を実施する。

② 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(3) 変電設備

浸・冠水のおそれのある箇所は，床面のかさ上げ，窓の改造，出入口の角落し，防水扉の取付，ケーブルダクト密閉化等を行うが，建物の構造上，上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また，屋外機器は基本にかさ上げを行うが，かさ上げ困難なものは，防水・耐水構造化，または防水壁等を組合わせを実施する。

(4) 配電設備

浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は，変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施する。

(5) 通信設備

浸・冠水のおそれのある箇所は，床面のかさ上げ，窓の改造，出入口の角落し，防水扉の取付，ケーブルダクト密閉化等を行うが，建物の構造上，上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

2. 風害対策

各設備とも，計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに，既設設備の弱体箇所は，補強等により対処する。

3. 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 原子力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、必要に応じて洗浄を行うとともに、屋外機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を実施する。

(2) 送電設備

耐塩がいしまたはがいし増結で対処するとともに、必要に応じてがいし清掃を実施する。

(3) 変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風時の前後にがいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、がいしにシリコン塗布等を実施する。

(4) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用する。

4. 高潮対策

原子力発電所における高潮対策は、過去の被害調査、想定される台風等から最大水位を想定し、必要に応じて設備の安全性を確保する。

必要箇所には角落しあるいは防潮扉、防潮壁等を設置して対処する。

水害対策についても必要に応じて、これに準じて行う。

5. 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 水力・原子力発電設備および変電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(2) 送電設備

鉄塔にはオフセットおよび耐雪構造を採用し、降雪期前に樹木の伐採を行う。着雪しやすい地域の電力線および架空地線には難着雪対策（リング等）または鉄塔の設備強化を施す。

また、気象通報等により雪害を予知した場合で、可能な場合は系統切替により災害の防止または拡大防止に努める。

(3) 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、難着雪電線の使用等を行う。

6. 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合で対応可能な場合は、系統切等により災害に伴う停電の拡大防止に努める。

(2) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付ける。

(4) 通信設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付ける。

7. 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来の沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

8. 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき設備毎に所要の対策を講じる。

9. 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、よう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係会社へのPRを徹底する。

10. 地震対策

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 原子力発電設備

原子力発電設備は、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電

用原子炉設備に関する技術基準等に基づいて安全上の重要度に応じて耐震設計を行う。

また、重要な建物および構築物は、原則として直接岩盤上に設置する。

(3) 送電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

また、液状化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。

地中電線路……終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書(土木学会)」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

(4) 変電設備

機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

(5) 配電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

地中電線路……地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(6) 通信設備

通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

1 1. 津波対策

(1) 原子力発電設備

原子力発電設備は、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、安全上の重要度に応じて、防潮堤、防潮扉の設置等について対策を行う。

また、重要な建物および構造物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する。

(2) 送電設備

送電設備の被害が電力供給に与える影響の程度を考慮し、代替性の確保、多重性等により津波の影響の軽減対策を行う。

(3) 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要により機器等のかさ上げ、防水扉の設置等の対策を行う。

(4) 配電設備

地域防災計画，浸水後の需要の有無等との整合を図り，地域との協調により津波の影響の軽減対策を実施する。

(5) 通信設備

屋内に設置される装置については，構造物の設置階を考慮した設計とする。
また，主要通信回線については代替ルートを確保し，通信機能の維持を図る。

第4節 防災業務施設および設備の整備

1. 観測，予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより，ラジオ，テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため，必要に応じ次の諸施設および設備を強化，整備する。

(1) 雨量，流量，風向，風速，気圧および水位の観測施設および設備

(2) 潮位，波高等の観測施設および設備

2. 通信連絡施設および設備

災害時の情報収集，指示，報告等のため，必要に応じ次の諸施設および設備の強化，整備を図る。

(1) 無線伝送設備

① マイクロ波無線等の固定無線施設および設備

② 移動無線施設および設備

③ 衛星通信施設および設備

(2) 有線伝送設備

① 通信ケーブル

② 電力線搬送設備

③ 通信線搬送設備

④ 光搬送設備

(3) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む）

(4) 通信設備用電源設備

(5) 一斉放送装置

3. 非常用電源の整備

本社，原子力発電所，総支社，電力所および第一線機関には，長時間停電に備え，非常災害対策活動に必要な通信設備，照明等の非常用電源を確保する。

なお，非常用電源の整備に当たっては，十分な燃料の確保に努めるとともに，通常電源系統と非常用電源系統の区分により非常災害時における電源確保を行う。

4. コンピュータシステムの整備

コンピュータシステムについては、耐震性の確保をはかるとともに重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備を図る。

5. 水防、消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

(1) 水防関係

- ① ダム管理用観測設備
- ② ダム操作用の予備発電設備
- ③ 防水壁、防水扉などの浸水対策施設
- ④ 排水用のポンプ設備
- ⑤ 各種舟艇および車両等のエンジン設備
- ⑥ 警報用設備

(2) 消防関係

- ① 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ② 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- ③ 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕装置
- ④ 各種消火器具および消火剤
- ⑤ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

6. 石油等の流出による災害を防止する施設および設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の施設および設備の整備を図る。

- (1) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- (2) 油回収船
- (3) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

7. その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ移動用発電設備等を整備しておく。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

1. 災害対策用資機材等の確保

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具消耗品等の確保に努める。

2. 災害対策用資機材等の輸送

本社，原子力発電所，総支社，電力所，各地域本部および第一線機関は，災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに，車両，舟艇，ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

3. 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は，常にその数量を把握しておくとともに，入念な整備点検を行い非常事態に備える。

4. 災害対策用資機材等の広域運営

本社は，災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに，災害時の不足資機材の調達を迅速，容易にするため，復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか，電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき，他事業者と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

5. 食糧，医療，医薬品等生活必需品の備蓄

本社，原子力発電所，総支社，電力所，各地域本部および第一線機関は，非常事態に備え食糧，医療，医薬品等の保有量を定め，その確保を図る。

6. 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について，非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため，あらかじめ公共用地等の候補地について，地方防災会議の協力を得て，非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

第6節 電気事故の防止

東電HD，東電PGおよび東電RPは，電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため以下の対応を実施する。

1. 電気工作物の巡視，点検，調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し，さらに事故の未然防止を図るため，定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）ならびに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い，感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2. 広報活動

（1）電気事故防止PR

災害による断線，電柱の倒壊，折損等による公衆感電事故や電気火災を未

然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱，無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊，折損，電線の断線，垂下等設備の異常を発見した場合は，速やかに当社事業所に通報すること。
- ③ 断線，垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水，雨漏りなどにより冠水した屋内配線，電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ⑤ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。
- ⑥ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため，感震ブレーカーを取付すること，および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。
- ⑦ 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑧ 電気器具を再使用する時は，ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) PRの方法

電気事故防止PRについては，常日頃からテレビ，ラジオ，新聞，ウェブ，SNS等を利用するほか，パンフレット，チラシ等を作成，配布し認識を深める。

(3) 停電関連

- ・自治体や行政機関等を通じて，病院等重要施設ならびに人工透析等の医療機器等を使用しているお客さまに，災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため，自家発電設備の設置や訓練を要請する。
- ・事故発生時には，インターネットを通じ停電情報に加え可能な限り復旧見通しを提供する。

第3章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報，連絡

1. 通報，連絡の経路

通報，連絡の経路は，本編第1章第2節第4項ならびに別表第4のとおりとする。

2. 通報，連絡の方法

通報，連絡は，本編第2章第4節第2項「通信連絡施設および設備」に示す施設，設備および電気通信事業者の回線を利用して行うこととする。

第2節 災害時における情報の収集，連絡

1. 情報の収集，報告

災害が発生した場合は，原子力発電所，総支社，電力所，各地域本部および

第一線機関の本（支）部長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

（１）一般情報

① 気象，地震情報

② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道，ガス，交通，通信，放送施設，道路，橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

③ 対外応対状況（地方公共団体の災害対策本部，官公署，報道機関，需要家等への応対状況）

④ その他災害に関する情報（交通状況等）

（２）当社被害情報および東京電力グループ被害状況

① 電力施設等の被害状況および復旧状況

② 停電による主な影響状況

③ 復旧資材，応援隊，食糧等に関する事項

④ 従業員の被災状況

⑤ その他災害に関する情報

２．情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告および独自に国，地方公共団体等防災関係機関から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

３．通話制限

（１）災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

（２）非常態勢の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、本社にあっては防災担当部（室）長，原子力発電所，総支社，電力所および第一線機関にあっては，その長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

第３節 災害時における広報

１．広報活動

災害の発生が予想される場合，または発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また，公衆感電事故，電気火災を防止するため本編第２章第６節第２項に定める広報活動を行う。

2. 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第4節 要員の確保

1. 対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

ただし、事業所または通勤経路が津波による避難対象地域となる場合、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。

- (3) 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

2. 復旧要員の広域運営

他電力会社、株式会社JERA、電源開発株式会社ならびに広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

第5節 災害時における復旧資材の確保

1. 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (1) 現地調達
- (2) 本（支）部相互の流用
- (3) 他電力会社等からの融通

2. 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

3. 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、

迅速な確保を図る。

第6節 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、東電P G本社本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」および広域機関の指示に基づき電力の緊急融通を行う。

第7節 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第8節 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、受持区域内の復旧対応が困難な場合等、応援が必要と判断される場合には、非常災害対策本部長は、被害地域の都県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第9節 災害時における応急工事

東電HD、東電P Gおよび東電R Pにおける災害に伴う応急工事については二次災害の防止等を考慮し、以下の対応を行う。

1. 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

2. 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(1) 水力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧を迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

(5) 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信を確保する。

3. 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

第10節 ダムの管理

1. 管理方法

東電R Pは、ダムの地域環境、重要度および河川の状況を考慮して、平常時および洪水時の管理方法を定め運用の万全を期する。

2. 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確予測に努め、機械器具、観測、警報施設の点検整備を行う。

3. 通知、通報

ダム放流を開始する前に、関係官庁、地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため立札による掲示を行うほか警鐘、スピーカー等により警告する。

4. ダム放流

ダム操作規程またはダム管理規程に基づいて、下流水位が急上昇しないようにゲートを操作して放流を行う。

なお、必要に応じ河川パトロール等も実施する。

5. 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、「ダム操作規程」等により定める。

第11節 津波警報等発表時の対応

1. 情報伝達、避難

(1) 原子力発電所

防災行政無線等により津波警報の発表を確認した場合は、一斉放送装置等を使い、海岸付近の作業員等に対して安全な場所に避難するよう周知する。

また、見学者、訪問者等に対しても避難誘導等の的確な安全措置を講じる。

(2) 避難対象地区内の工事等実施箇所

防災行政無線（同報無線）、有線放送、広報車等により津波警報の発表や津波避難勧告の発令を確認した場合は、安全な場所に避難する。

2. 津波来襲に備えた措置

(1) 原子力発電所

津波警報の発表を確認した場合は、海岸付近の仕掛け中の工事、作業等は速やかに中止する。

この際、作業員等の津波からの避難に要する時間に配慮したうえで、状況に応じて以下の応急安全措置を実施する。

- ・ 高圧ガス、燃料油、危険物の漏洩防止措置
- ・ 火気使用の禁止、作業用電力、作業用エンジン類の停止
- ・ 車両や船舶の移動

(2) 避難対象地区内の工事等実施箇所

津波警報の発表や津波避難勧告の発令を確認した場合は、仕掛け中の工事、作業等は速やかに中止する。

この際、作業員等の津波からの避難に要する時間に配慮したうえで、状況に応じて（1）に準じた措置を実施する。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画

1. 本（支）部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 電力系統の復旧方法
- (5) 復旧作業の日程
- (6) 仮復旧の完了見込
- (7) 宿泊施設、食糧等の手配
- (8) その他必要な対策

2. 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

第2節 復旧順位

東電HD、東電PGおよび東電RPにおける電気設備の復旧計画策定および実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設 備 名	復 旧 順 位
水力発電設備	1. 系統に影響の大きい発電所 2. 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3. 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 4. その他の発電所
原子力発電設備	1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. 地域供給変電所を有する発電所 4. その他の発電所
送 電 設 備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変 電 設 備	1. 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 2. 重要施設に配電する中間・配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配 電 設 備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通 信 設 備	1. 給電指令回線(制御・監視および保護回線) 2. 災害復旧に使用する保安回線 3. その他保安回線

第 3 編 首都直下地震緊急対策推進基本計画

第 1 章 防災体制の確立

第 2 編第 1 章に準ずる。

第 2 章 災害予防に関する事項

第 2 編第 2 章に準ずる。

第 3 章 災害応急対策に関する事項

第 2 編第 3 章に準ずる。

第 4 章 災害復旧に関する事項

第 1 節 復旧計画

第 2 編第 4 章第 1 節に準ずる。

第 2 節 復旧順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、「第 2 編第 4 章第 2 節の表」に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

なお、国会の設備、中央省庁の設備、金融決済業務設備等、首都中枢機能設備については優先的に供給する。

第 4 編 大規模地震防災強化計画

第 1 章 防災体制の確立

第 1 節 防災体制

1. 非常態勢の区分

東海地震注意情報が発せられた場合ならびに警戒宣言が発せられた場合に対処するための非常態勢は、次の区分による。

情 勢	非常態勢の区分
東海地震注意情報が発せられた場合	第 2 非常態勢 *1
警戒宣言が発せられた場合	第 3 非常態勢 *2

*1 本社および地震防災対策強化地域が受持ち地域内に存する事業所（東京，神奈川，山梨，静岡，松本，以下東海地震関係事業所という。）は，第 2 非常態勢。隣接する事業所（埼玉，千葉，多摩，以下東海地震周辺事業所という。）は，第 1 非常態勢。その他の事業所は，待機態勢。

*2 本社および東海地震関係事業所ならびに東海地震周辺事業所は，第 3 非常態勢。その他の事業所は，第 1 非常態勢。

2. 災害対策組織

第 2 編第 1 章第 1 節第 2 項に準ずる。

第 2 節 対策組織の運営

1. 非常態勢の発令および解除

（1）本社防災担当部（室）長，すべての総支社，電力所，各地域本部および第一線機関等の長は，東海地震注意情報が発せられた場合，または警戒宣言が発せられた場合は，速やかに本編第 1 章第 1 節第 1 項に定める非常態勢の区分に従い非常態勢を発令するとともに，本社防災担当部（室）長は社長に，原子力発電所，総支社，電力所，各地域本部および第一線機関等は上級機関の長にその旨を速やかに報告する。

非常態勢が発令された場合は，速やかに本（支）部を設置する。

（2）本（支）部長は，警戒を解除すべき旨の通知を受けた場合は，非常態勢を解除する。

（3）発令の伝達経路は，別表第 5 のとおりとする。

2. 権限の行使

第2編第1章第2節第2項に準ずる。

3. 動員

第2編第1章第2節第3項に準ずる。

4. 指令伝達および情報連絡の経路

第2編第1章第2節第4項に準ずる。

第3節 社外機関との協調

第2編第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

第2編第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

第2編第2章第2節に準ずる。

第3節 地震防災広報

第2編第2章第6節第2項に準ずる。

第4節 非常用電源およびコンピュータシステムの整備

第2編第2章第4節第3項および第4項に準ずる。

第3章 地震防災応急対策に関する事項

第1節 情報伝達

東海地震注意情報および警戒宣言等に関する情報伝達の経路は、別表第5のとおりとし、その伝達方法は、保安通信設備等により迅速かつ的確に行う。

第2節 要員の確保

第2編第3章第4節に準ずる。

なお、対策要員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに所属する事業所に参集する。

第3節 災害時における復旧資材の確保

第2編第3章第5節に準ずる。

第4節 電力の緊急融通

東海地震注意情報が発せられ第2非常態勢が発令された場合は、東電P G本社は各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」および広域機関の指示に基づき、災害発生後の電力の緊急融通体制について確認し、大規模な地震の発生に備える。

第5節 電力施設の予防措置に関する事項

1. 東海地震注意情報が発せられ第2非常態勢が発令された場合

東海地震関係事業所は、電力施設に関する次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。

この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

- (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を別表第6により実施する。
- (2) 保安通信設備の活用をはかり、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
- (3) 強化地域および強化地域周辺地域で仕掛り中の工事および作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全および設備保全上の応急措置を別表第7により実施する。

2. 警戒宣言が発せられ第3非常態勢が発令された場合

東海地震関係事業所および東海地震周辺事業所は、仕掛り中の工事および作業中の各電力施設について、人身安全および設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

第6節 避難誘導，安全広報

1. 東海地震注意情報が発せられ第2非常態勢が発令された場合
 - (1) 東海地震関係事業所は，発電所等への見学者，訪問者等に対して，関係市町村と連携のうえ，連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。
 - (2) ラジオ，テレビ，ウェブ，SNS等を通じて，地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。
2. 警戒宣言が発せられ第3非常態勢が発令された場合
 - (1) 東海地震関係事業所および東海地震周辺事業所は，発電所等への見学者，訪問者等に対して，関係市町村と連携のうえ，連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。
 - (2) ラジオ，テレビ，ウェブ，SNS等を通じて，地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常態勢の区分

第2編第1章第1節1項に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合に対処するための非常態勢は、次の区分による。

情 勢	非常態勢の区分
巨大地震注意が発せられた場合	第2非常態勢 *1
巨大地震警戒が発せられた場合	第3非常態勢 *2

なお、巨大地震注意（調査中）が発せられた場合は、連絡態勢を強化し事態の進展に備える。

- *1 本社および防災対策推進地域が受持ち地域内に存する事業所（東京都（23区内）、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県、茨城県、千葉県、以下南海トラフ地震関係事業所という。）は、第2非常態勢。隣接する事業所（埼玉県、群馬県、栃木県、東京都（23区外）、以下南海トラフ地震周辺事業所という。）は、第1非常態勢。その他の事業所は、待機態勢。
- *2 本社および南海トラフ地震関係事業所ならびに南海トラフ地震周辺事業所は、第3非常態勢。その他の事業所は、第1非常態勢。

2. 災害対策組織

第2編第1章第1節第2項に準ずる。

第2節 対策組織の運営

第2編第1章第2節に準ずる。

第3節 社外機関との協調

第2編第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第2編第2章に準ずる。

第3章 災害応急対策に関する事項

第2編第3章に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報に関する情報伝達の経路は、別表第5のとおりとする。

第4章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波からの避難

1. 避難対策

東南海・南海地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地区（地方公共団体が設定する「避難対象地区」）の事業所においては、避難場所、避難経路および避難方法を定め、津波が来襲した場合の備えに万全を期する。

2. 津波警報等発表時の情報伝達、避難

第2編第3章第11節第1項に準ずる。

第2節 避難誘導、安全広報

1. 避難誘導

津波警報または南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講ずる。

2. 安全広報

ラジオ、テレビ、ウェブ、SNS等を通じて、火災等の二次災害防止に必要なお客さまによるブレーカー開放等の安全措置に関する広報を行う。

第3節 津波来襲に備えた措置

第2編第3章第11節第2項に準ずる。

第4節 電力の緊急融通

第4編第3章第4節に準ずる。

第 5 節 電力施設の予防措置に関する事項

第 4 編第 3 章第 5 節に準ずる。

第6編 日本海溝・千島海溝地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常態勢の区分

第2編第1章第1節1項に準ずる。

なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられた場合、本社および防災対策推進地域が受持ち地域内に存する事業所（福島県、茨城県、千葉県）は連絡態勢を強化し事態の進展に備える。

2. 災害対策組織

第2編第1章第1節第2項に準ずる。

第2節 対策組織の運営

第2編第1章第2節に準ずる。

第3節 社外機関との協調

第2編第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第2編第2章に準ずる。

第3章 災害応急対策に関する事項

第2編第3章に準ずる。

第4章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波からの避難

1. 避難対策

日本海溝・千島海溝地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地区（地方公共団体が設定する「避難対象地区」）の事業所においては、避難場所、避難経路および避難方法を定め、津波が来襲した場

合の備えに万全を期する。

2. 津波警報等発表時の情報伝達，避難

第2編第3章第11節第1項に準ずる。

第2節 避難誘導，安全広報

1. 避難誘導

津波警報等の発表を確認した場合は，発電所等への見学者，訪問者等に対して，関係市町村と連携のうえ，連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講ずる。

2. 安全広報

ラジオ，テレビ，ウェブ，SNS等を通じて，火災等の二次災害防止に必要なお客さまによるブレーカー開放等の安全措置に関する広報を行う。

第3節 津波来襲に備えた措置

第2編第3章第11節第2項に準ずる。

以 上

防災業務計画 別表

2023年4月

東京電力ホールディングス株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社
東京電力エナジーパートナー株式会社
東京電力リニューアブルパワー株式会社

防災業務計画 別表 目次

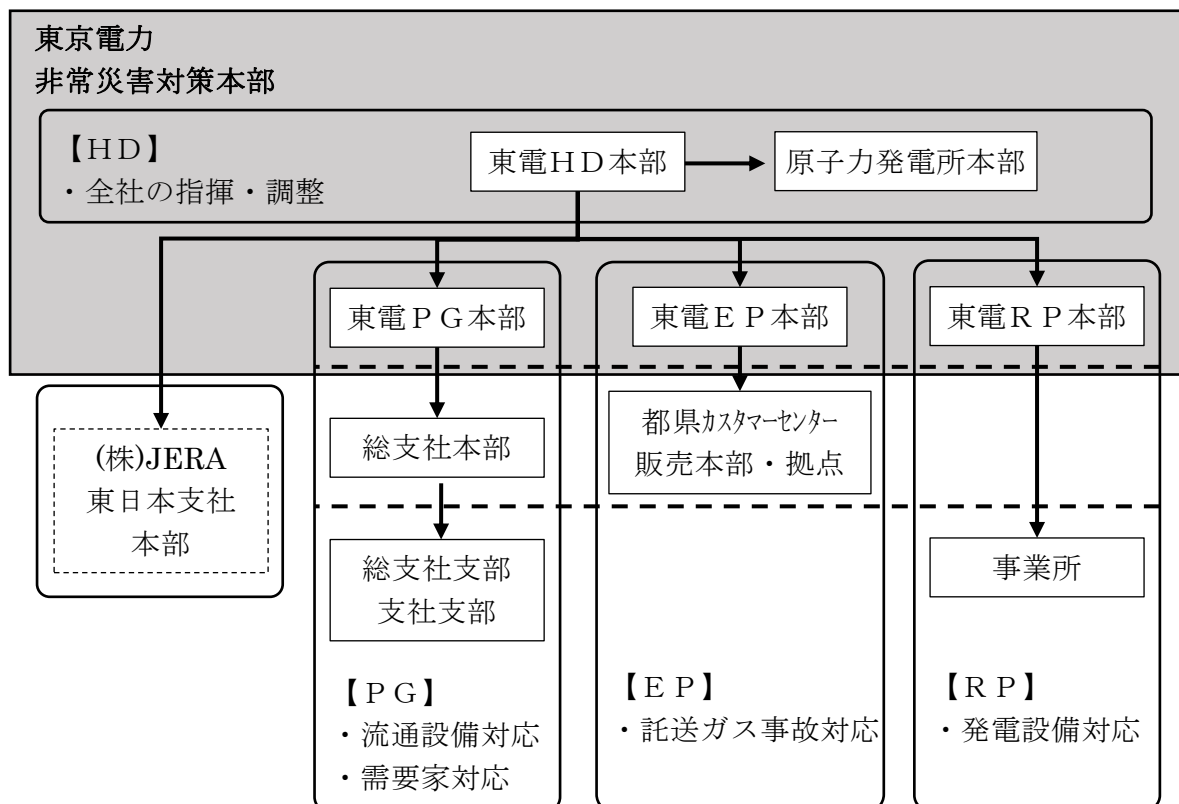
別表第 1	「東京電力非常災害態勢」・・・・・・・・・・・・・・・・	1
別表第 2	「災害対策組織構成」・・・・・・・・・・・・・・・・	2
別表第 3	「発令の伝達経路」・・・・・・・・・・・・・・・・	3
別表第 4	「社外諸機関との情報連絡経路」・・・・・・・・	5
別表第 5	「東海地震（注意情報または警戒宣言）あるいは南海 トラフ地震臨時情報（巨大地震注意または巨大地震警戒）の 伝達経路」・・・・・・・・・・・・・・・・	6
別表第 6	「特別巡視・特別点検等」・・・・・・・・・・・・・・・・	7
別表第 7	「応急安全措置（建設所を含む）」・・・・・・・・	8

東京電力非常災害態勢

東京電力非常災害対策本部の設置

東電HDは、非常災害の情勢に応じて東電PG、東電EPおよび東電RPと連携をとり、非常災害対策本部を設置する。

東電HD、東電PG、東電EP、東電RP本部は、連携して非常災害対応を実施する。



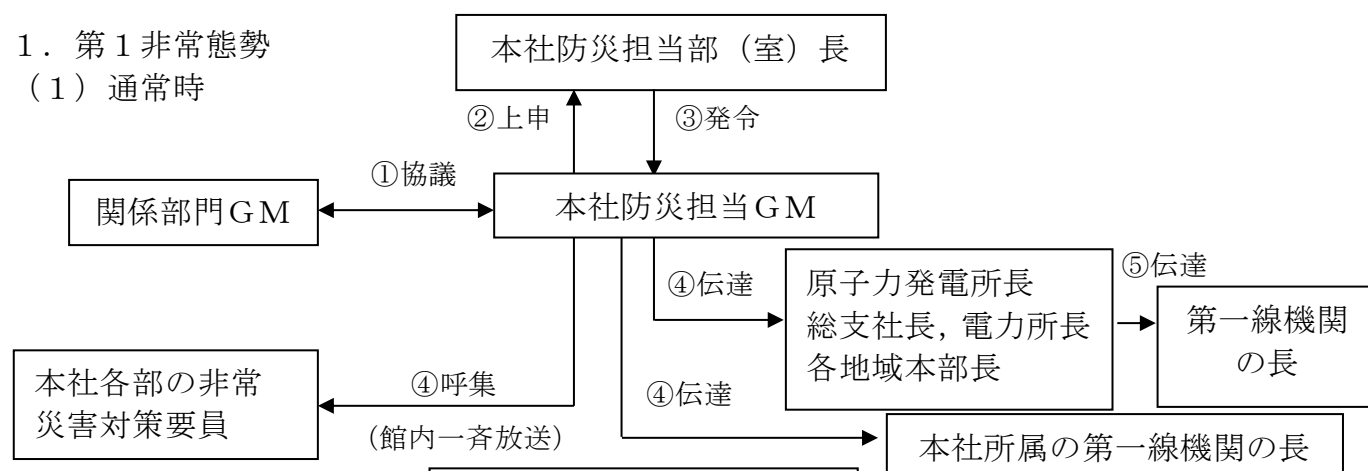
災害対策組織構成

班 構 成	業 務 分 掌
情 報 班	①本部長指令の伝達 ②各班の情報総括，各班への情報配信 ③国，都の災害対策本部等への派遣者との連絡 ④官公庁との連絡 ⑤一般被害情報等の収集，連絡 ⑥停電軒数集約 ⑦お客さま対応の総括
広 報 班	①マスコミ対応，連絡 ②社内全体への情報提供
復 旧 班	①当社被害・復旧情報の収集，連絡 ②復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ③所要応援隊の把握，手配 ④所要復旧資機材の把握，手配 ⑤設備の災害予防措置の実施
給 電 班	①電力系統運用状況の把握 ②電力系統の応急対策，復旧方法の検討 ③供給力増強対策（他社からの応援受電，自家発電要請を含む） ④電力の緊急融通体制の確認
資 材 班	①所要復旧資機材の調達，輸送 ②社外工事力および社外機動力の調達 ③東地域等他電力会社からの資機材融通
厚 生 班	①人身災害情報，厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ②救急，救護，医療，防疫，衛生活動 ③食料，被服の調達 ④宿泊施設，寝具の手配 ⑤社員・家族間の安否状況連絡の実施，支援センターの設置 ⑥厚生班関連設備の災害予防措置の実施
総 務 班	①非常災害対策本部の設置・運営支援 ②業務設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ③通話制限の実施 ④業務設備の災害予防措置の実施 ⑤本社保有建物の建物危険度判定，機能継続処置の実施 ⑥本社保有建物建物自己調査ならびに建物危険度判定実施状況の把握 ⑦行政からの要請に基づく建物応急危険度判定に関する対応
スタッフ	①非常態勢発令の役員等への連絡，要員呼集 ②非常災害対策本部の運営

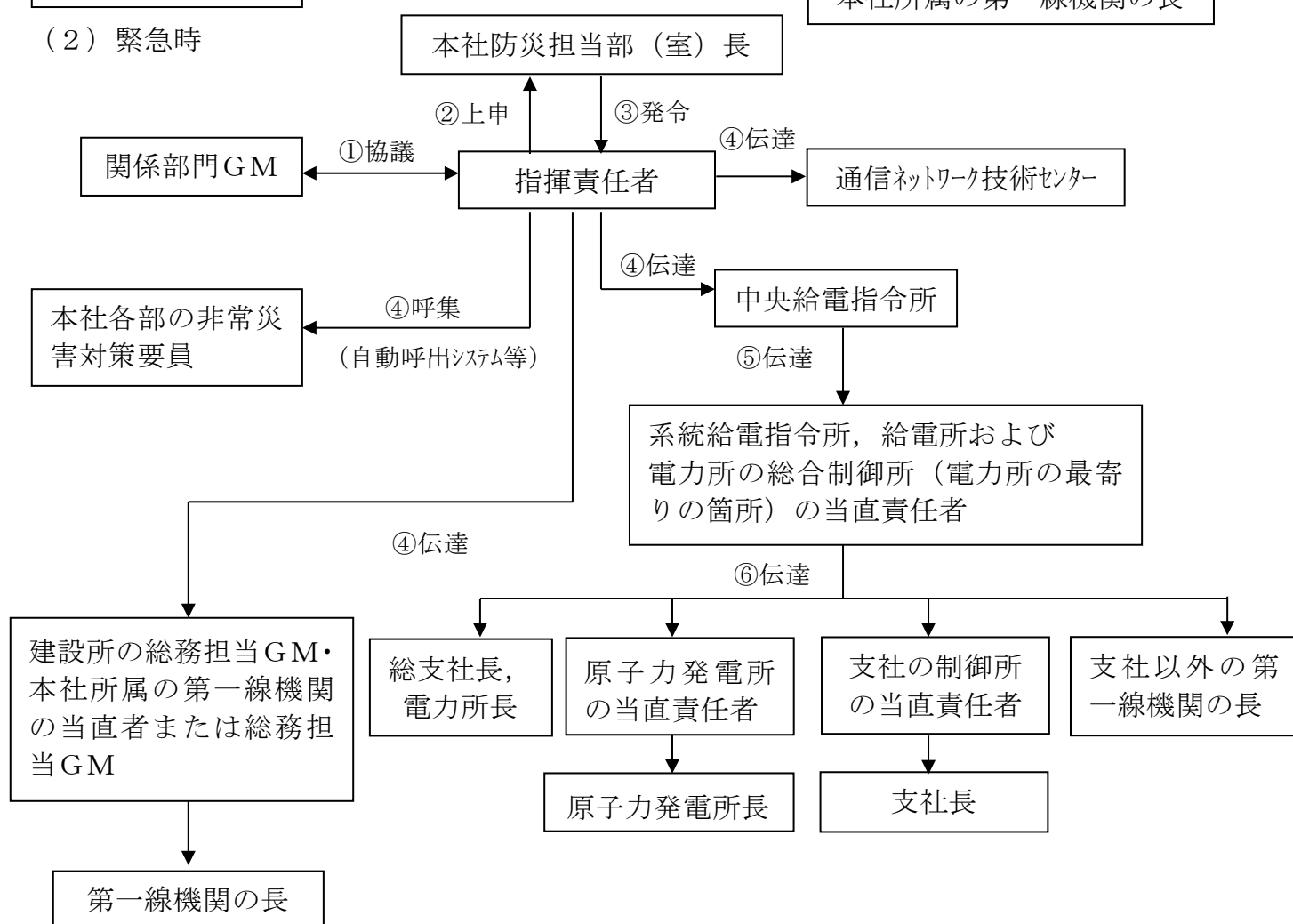
発令の伝達経路

1. 第1非常態勢

(1) 通常時



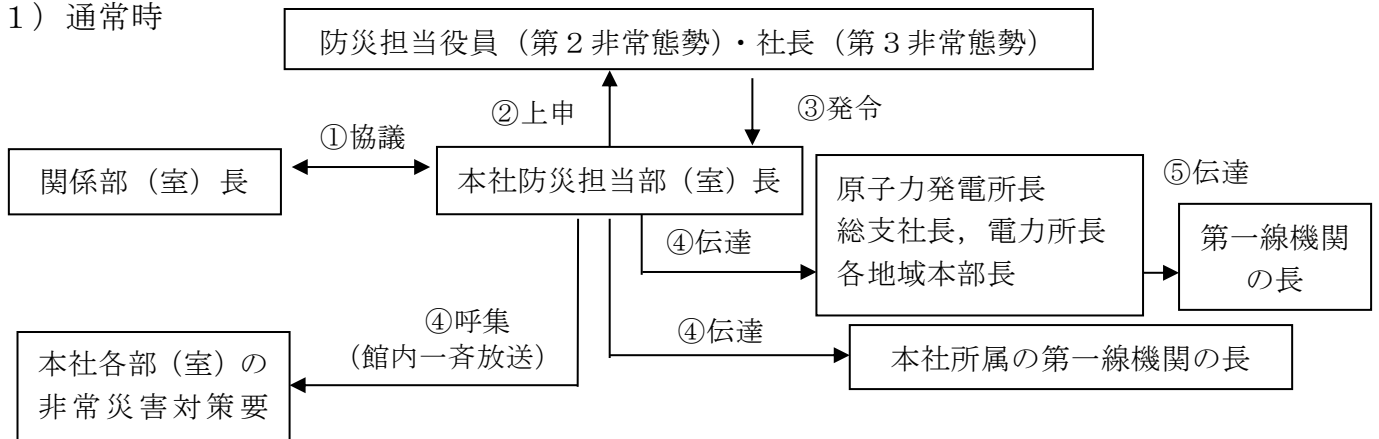
(2) 緊急時



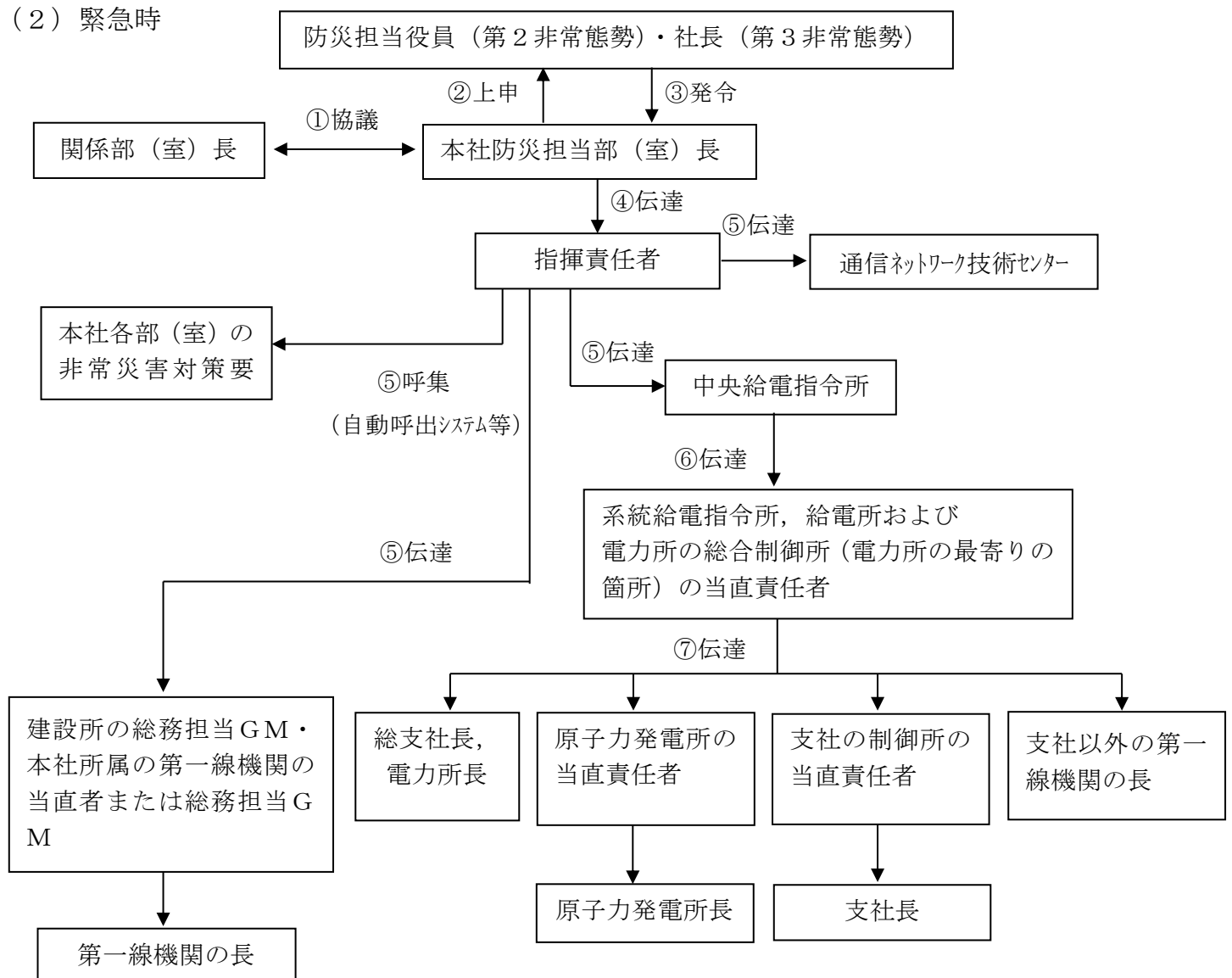
- (注) 1. 緊急時とは、夜間・休日等にあつて通常時の経路による伝達が困難な時をいう。
 2. 総支社、電力所および第一線機関の事業所内における緊急時の伝達経路はあらかじめ各所で定めておく。
 3. 東海地震注意情報および警戒宣言受信時は、協議、上申は不要とし、連絡とする。
 4. GMはグループマネージャーを指す。
 5. 東電HD、東電PG、東電EPおよび東電RPは、各社が自社内各所に伝達する。

2. 第2・第3非常態勢

(1) 通常時



(2) 緊急時



(注) 1. 緊急時とは、夜間・休日等にあつて通常時の経路による伝達が困難な時をいう。

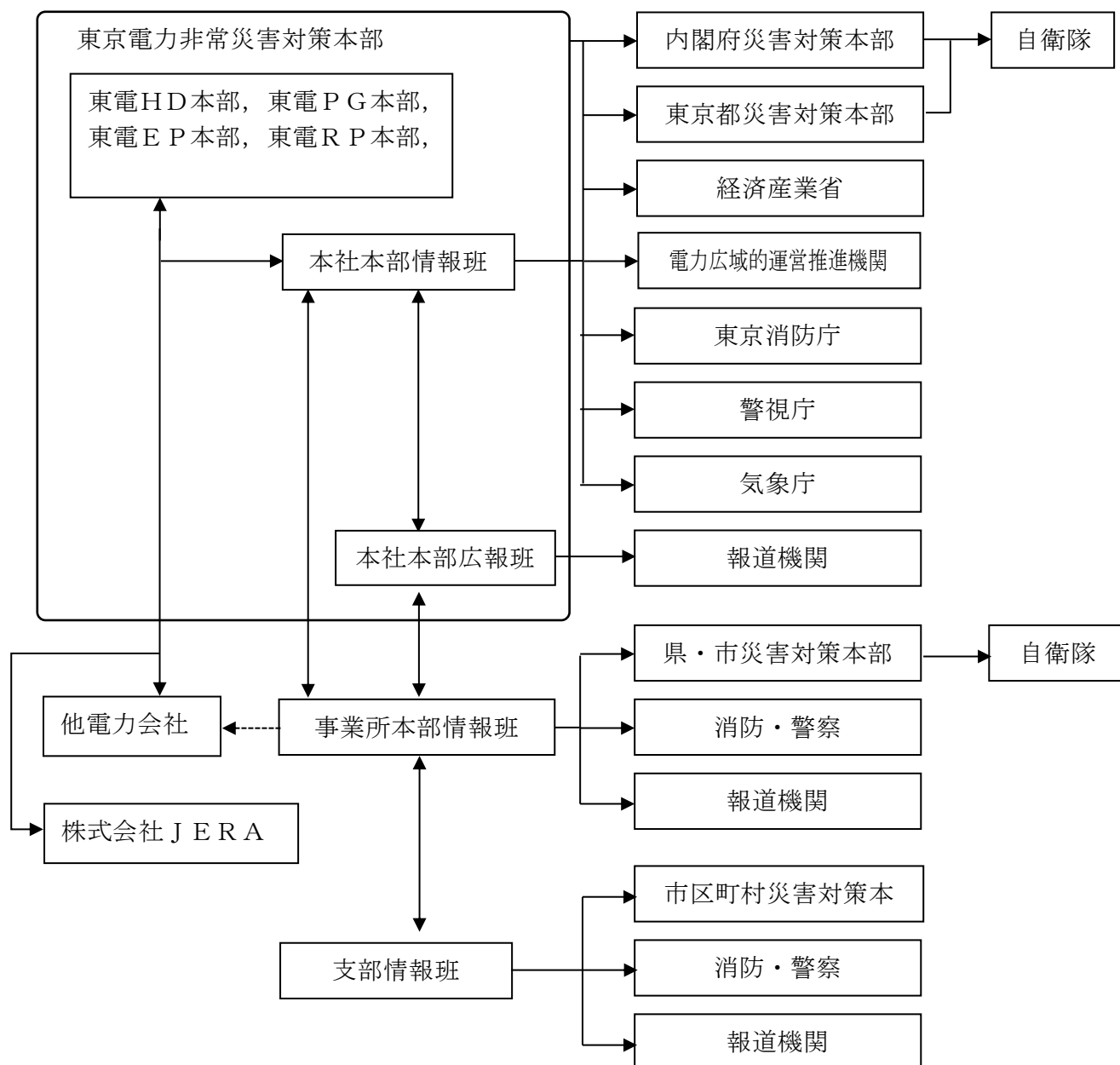
2. 総支社、電力所および第一線機関の事業所内における緊急時の伝達経路はあらかじめ各所で定めておく。

3. 東海地震注意情報および警戒宣言受信時は、協議、上申は不要とし、連絡とする。

4. GMはグループマネージャーを指す。

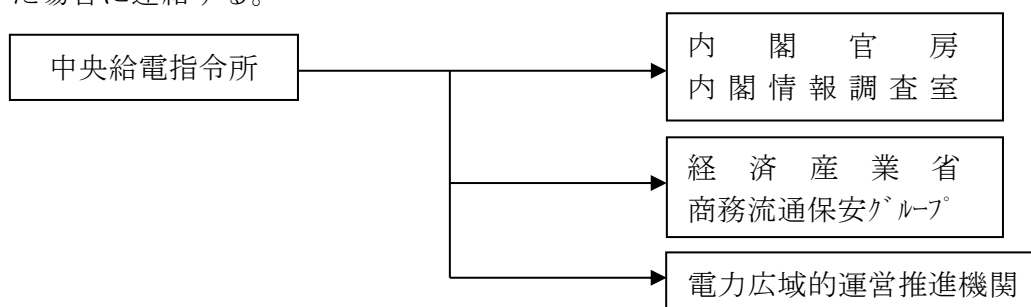
5. 東電HD、東電PG、東電EPおよび東電RPは、各社が自社内各所に伝達する。

社外諸機関との情報連絡経路



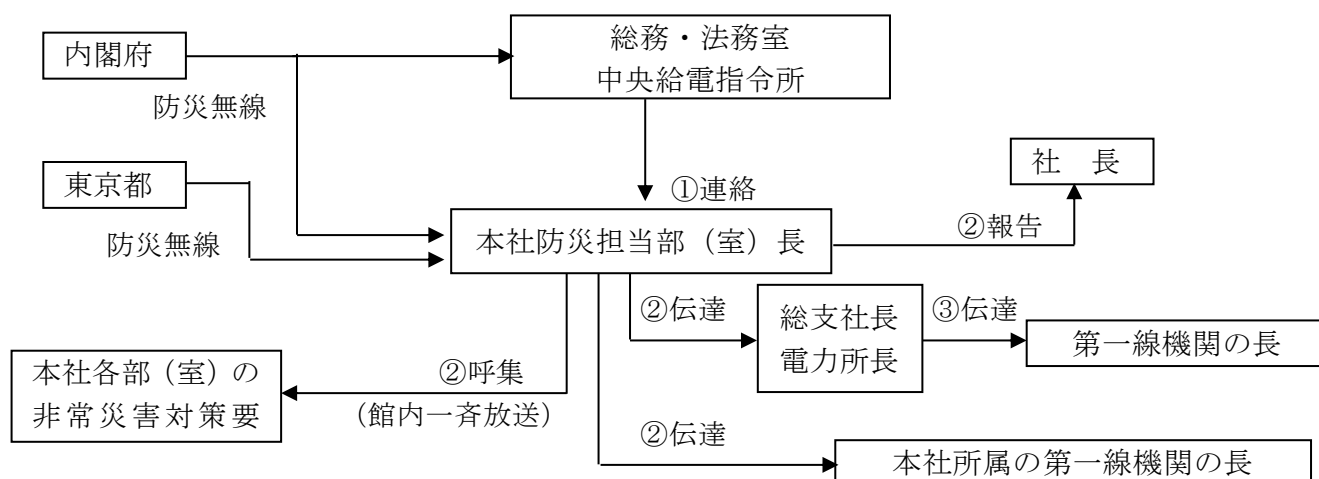
大規模地震発生時の情報連絡経路（電力広域的運営推進機関「防災業務計画」）

供給区域内において震度 5 弱以上の地震が発生し、かつ 1 0 0 万 k W以上の負荷脱落が生じた場合に連絡する。

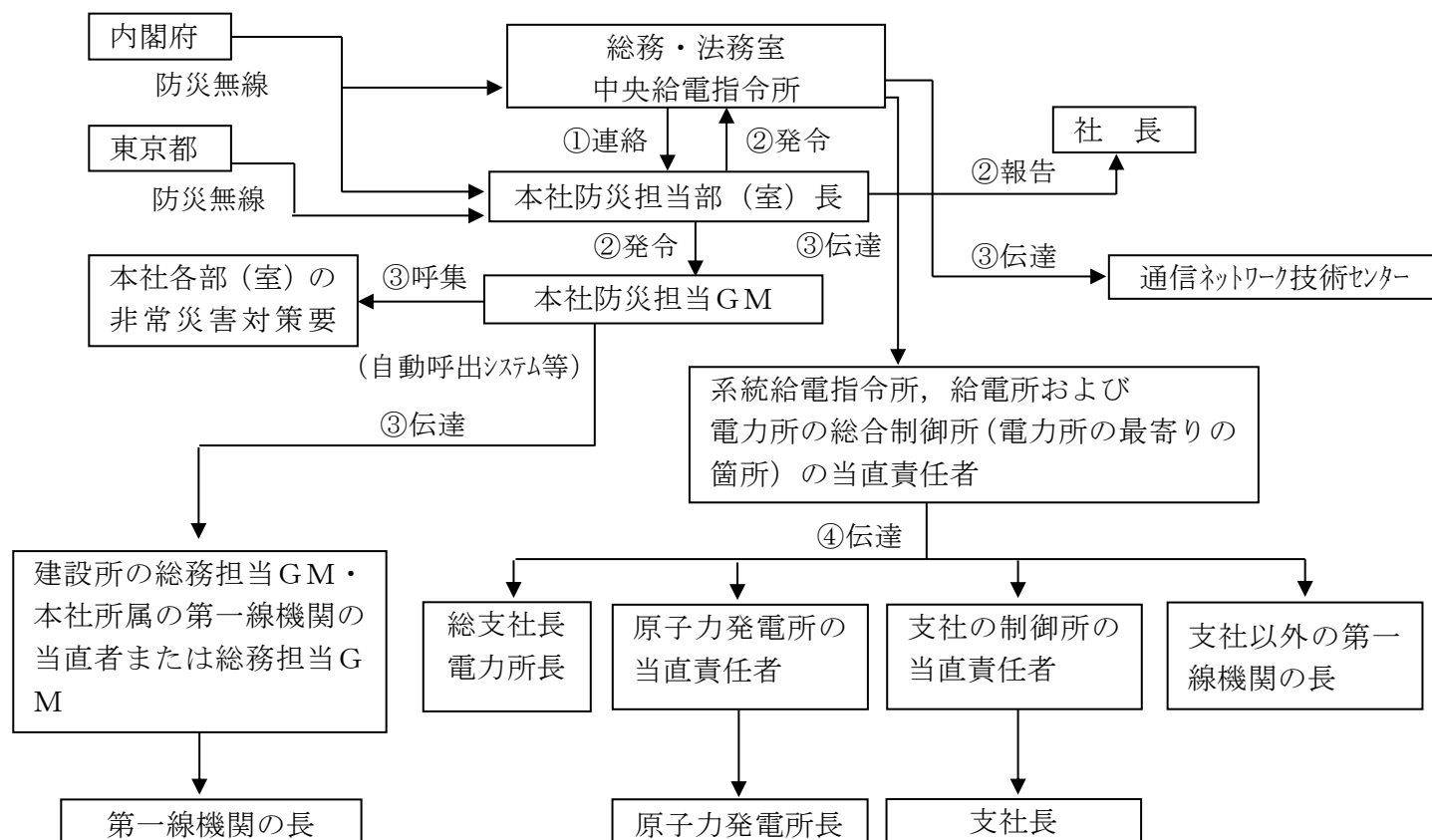


東海地震（注意情報または警戒宣言）あるいは南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震注意または巨大地震警戒）の伝達経路

（１）通常時



（２）緊急時



- （注） 1. 緊急時とは、夜間・休祭日等にあつて通常時の経路による伝達が困難な時をいう。
 2. 総支社、電力所および第一線機関の事業所内における緊急時の伝達経路はあらかじめ各所で定めておく。
 3. GMはグループマネージャーを指す。

特別巡視・特別点検等

電力施設等	特別巡視・特別点検	機器調整	その他
水力発電設備	1. 消火装置，消火器，オイルフェンス等防災資機材の点検，整備 2. 非常用電源設備の点検および燃料，冷却水の点検 3. 移動，転倒，落下する恐れのある設備の固定状況の点検	非常用電源設備の起動テスト	
送電設備		車両，照明および無線機器の点検	
変電設備	1. 構内特別巡視（落下物，二次災害発生可能物の排除等） 2. 非常用電源設備の点検および燃料，冷却水の点検 3. 配電盤等の備品，什器類の固定状況の点検 4. 消火設備，防火設備の点検	1. 非常用電源設備の起動テスト 2. 防火水幕設備等の作動テスト	制御所，有人変電所を優先する。
配電設備		車両，照明および無線機器の点検	
通信設備	1. 非常通信用電源の点検および燃料，冷却水の確保 2. 通信機械室の測定器，備品類の固定状況の点検 3. 消火設備の点検	非常用電源設備の起動テスト	

応急安全措置（建設所を含む）

電力施設		応 急 安 全 措 置
水力発電設備		1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強, 仮吊り中物品の安定 (2) クレーン, チェーンブロック等の解荷, フック固定, 安全区域への移動 (3) 転倒または転がりやすい物品のロープ等による固定, 転がり防止のセット, 補強柱のセット (4) 仮設パイプ等の固定 2. 作業用電力の停止, エンジン類の停止, 火気使用の禁止を行う。
変電設備		1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強 (2) 重機類のブームをおろし, 安全区域へ移動 2. 作業用電力の停止, エンジン類の停止, 火気使用の禁止を行う。
送電設備	架空線路	1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 状況により, 組立中鉄塔ボルトの本締, 各種支線の補強 (2) 鉄塔上の資材, 工具の撤去または緊結 (3) 重機類のブームをおろし, 安全区域へ移動 (4) 工事敷地の立入禁止柵を設置 2. 作業用電力の停止, エンジン類の停止, 火気使用の禁止を行う。
	地中線路	1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 吊受防護等の点検, 補強 (2) バリケード, セーフティコーン, 表示テープ等交通安全標識の点検, 補強 2. 作業用電力の停止, エンジン類の停止, 火気使用の禁止を行う。
配電設備	架空線路	1. 工事を中止し, 建込み中の支持物の固定, 緊締等を行う。 2. 作業用電力の停止, エンジン類の停止, 火気使用の禁止を行う。
	地中線路	1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) ケーブルドラム, 柱上端末部等, 移動落下が懸念されるものの固定, 緊締等 (2) バリケード, セーフティコーン, 表示テープ等交通安全標識の点検, 補強 2. 作業用電力の停止, エンジン類の停止, 火気使用の禁止を行う。

電力施設		応 急 安 全 措 置	
通信 設備	無線 鉄塔		1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 状況により、組立中鉄塔ボルトの本締、各種支線の補強（各種シート類のあおり防止強化等） (2) 鉄塔上の資材、工具の撤去または緊結 (3) 重機類のブームをおろし、安全区域へ移動 (4) 工事敷地の立入禁止柵を設置 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。
	通 架	空	1. 工事を中止し、ケーブルドラムの固定、緊締等を行う。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。
	信 地	線 中	1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) ケーブルドラムの固定、緊締等 (2) バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。
	搬送 結合 装置		1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強、足場の補強 (2) 重機類のブームをおろし、安全区域へ移動 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。
	屋内 機器		1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強 (2) 転倒または移動、落下が懸念される物品の固定 2. 火気使用を禁止する。